

様式第4号(第6条関係)

平成24年度 第2回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成24年6月7日(木)	
開催場所	奈良市役所北棟6階 第23会議室	
出席委員	委員長 川勝 健志 委員 藤本 勝美 委員 井上 善雄	
審議対象期間	平成24年4月 1日 ~ 平成24年5月18日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 清掃工場施設における緊急修繕の状況について 2. 「保健所・教育総合センター建設工事」に関する報告 3. 入札監視委員会報告書案の検討について
一般競争入札	0	
指名競争入札	0	
随意契約	0	
合計	0	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な修繕において、その対応として、いくつかの選択肢の中から決定することが重要である。 ・契約制度の公正さを維持していくために、事件性とは別に、市内部において関係者から事実確認及び調査をし、どのようにコンプライアンスを守っていくかを構築する必要がある。 ・入札監視委員会報告書作成にあたり、総論ではなく、審議経過からの論点及び改革による取り組みと今後の改善に向けてを盛り込んだ形式とすべきである。 	

別紙

1 清掃工場施設における緊急修繕の状況について

質疑・意見の要旨

井上委員： 実際に突発的にこのような事が起こっているのかが、この資料だけでは分かりません。

事務局： 定期的な補修は別個にしており、突発的な補修だけを抽出しております。

井上委員： 定期契約で補修はしているのですか。

事務局： オーバーホールはありますが、定期契約は御座いません。

井上委員： 無いんですか。それでは、実際トラブルが起こればその都度電話をかけて、修繕に呼ぶという事になるのですか。

事務局： そういった対応をしている部分も御座います。

井上委員： ここに掲載されている修繕を依頼する業者は既に決まっているんですか。

事務局： ここに掲載されている修繕につきましては、主にプラントメーカー、独自技術を持っている業者に依頼しています。

井上委員： プラントメーカーに依頼すれば、メーカーがその内容を聞いて、適切な部門、下請け業者を選択して、派遣してくるんですか。

事務局： いえ、そのメーカーの技術者、担当が即来ます。

井上委員： プラントメーカーが全て直営ですか？最初に説明のあった看板の修繕なんかも同じですか。

事務局： いえ、違います。先ほど説明しましたのは、2 3 4 件の内訳の中には、看板の修繕等もあると説明したのであります。

井上委員： 看板が壊れたという場合には、別の業者に依頼するのですか。

事務局： はいそうです。

藤本委員： 緊急の修繕は、プラントメーカーとの随意契約で良いんですか。

事務局： プラントメーカーでしか出来ないオーバーホールの理由を説明させていただいた時に、突発的な故障の対応をしてくれるという事を説明させていただいたと思います。

藤本委員： 運転の仕方が悪かったのか、そのプラントメーカーの炉は補修が多いのかという事は、業者の評価に加味されていますか。

事務局： プラントメーカー独自の構造になっており、技術的な内容はプラントメーカーが把握しているので、そちらの方で適切な対応をしてもらえらると思っております。

藤本委員： 業者にしたら、初めの受注を受けた時に、後の補修を含めて利益を得られる物を推奨してくる。営利法人なので当然の行為なのですが、それに対しての市の評価というものが、厳しくするような措置が考えられているのか。

事務局： 全国的にも平成15年から全国都市清掃会議の中に於きまして、修繕コストの均質化を図るという目的で一定の基準額ができて、その基準に則ったかたちで、オーバーホールの設計をしております、統一された中で計算されていると考えております。

委員長： 一番重要な事は、いくつかの選択肢の中から、業者を選択しているという作業があるのか無いのかという点になると思います。その点についてはどうですか。

事務局： 焼却炉本体であるような、特殊技術を要する部分については、当初のプラントメーカーでしか対応は無理だと思います。

委員長： 修繕内容により変わるということですか。

事務局： はい、変わります。

委員長： 突発的な修繕が必要になったという状況によっては、他のメーカーに依頼することもあるということですね？所謂、特殊な技術が必要でない場合は、他の業者に依頼することも可能ということですね。

事務局： はい、そうです。

2 「保健所・教育総合センター建設工事」に関する報告

井上委員： 地元の反対運動があったと報道されていますが、地元の反対運動の対策というものは、営繕課長の責任なのですか。

事務局： 違います。

井上委員： 反対運動があったら、一番上、トップは市長ですし、若しくは、部長なりが、一種の政治的判断として、行政判断があり、その指示の下に、営繕課長が現場対応をするというのが本来のシステムであると思います。

事務局： 不当要求があった場合に、奈良市としては法令遵守監察官という職がありまして、仕組みは出来上がっておりますが、中々実際には機能し難い部分があるのではないかと感じております。

井上委員： 不当要求があり、その為に入札制度や契約制度が歪められるということであれば、そういうこと自体をコンプライアンス部門から防ぐようにしておかなければならないと思います。

事務局： 住民の反対運動は実際にあります。それは、金銭的な要求というものではなく、工事に対する時間の配慮であるとか、施工の仕方の配慮であるとかで、その中で話し合っ解決していくというのが一般的な話であります。

井上委員： 契約制度の公正さを維持していくために、行政の側、職員の側。それから相手の企業の側も含めて、どのようにコンプライアンスを守っていくかを構築する必要がある。

事務局： 提言という形で、委員会から出して頂くことはお願いできますでしょうか。

委員長： 組織としてのコンプライアンスを徹底するために、この事件をもう少し庁内で検討してもらい、このような事にもどのように対処していくかということ事務局提案してもらって、本委員会でも、その提案に対する意見を出さしてもらいたいと思います。

3 入札監視委員会報告書案の検討について

委員長： 事務局の叩き台に対して、我々がそれぞれに意見を出して、それを反映してもらおうという段取りで宜しいですか。

事務局： これをベースに色々な意見を取りまとめて頂いてと思っております。

委員長： 独自にやって来た事、取り分け、毎回テーマを設定することによって、どういった事が見えてきたのか、そういった事について書いてもらった方が良いと思います。

井上委員： 総論ではなくて、審議の経過からの指摘点のようなものにすれば良いのではないかという事ですね。

委員長： 入札制度改革の報告書であれば、制度の見直し前後でどのように変わったのかという話がありますが、この委員会はそのような事を中心にやってきたのではありませんし、制度の見直しをしてからそれ程時間も経過してませんので、変化があまり見られないと思います。前の委員会のレポートと今回のレポートは継続になるんですか。

事務局： 前は入札制度改革委員会の提言という事で具体的項目がありまして、部分的に具体化して行って、それが現在チェックしていただいている案件ということになります。

委員長： 当委員会でも、改革案として提出され、今現在の取り組み状況を確認しました。その程度の事は入れておいても良いと思います。

委員長： 今日は個人的な意見を出さしてもらいましたし、先生方の意見もありましたので、事務局の方で多少手を加えてもらいながら、我々としてもこれをベースに意見を用意して、9月の委員会に望みたいと思います。